

令和5年9月

郡山市議会定例会議案

目 次

議案第104号	令和5年度郡山市一般会計補正予算（第4号）	4
議案第105号	令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	39
議案第106号	令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	48
議案第107号	令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	56
議案第108号	令和5年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）	66
議案第109号	令和5年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	74
議案第110号	令和5年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第1号）	82
議案第111号	令和5年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第1号）	90
議案第112号	令和5年度郡山市片平財産区特別会計補正予算（第1号）	98
議案第113号	令和5年度郡山市月形財産区特別会計補正予算（第1号）	106
議案第114号	令和5年度郡山市舟津財産区特別会計補正予算（第1号）	114
議案第115号	令和5年度郡山市舘財産区特別会計補正予算（第1号）	122
議案第116号	令和5年度郡山市浜路財産区特別会計補正予算（第1号）	130
議案第117号	令和5年度郡山市横沢財産区特別会計補正予算（第1号）	138
議案第118号	令和5年度郡山市中野財産区特別会計補正予算（第1号）	146
議案第119号	令和5年度郡山市後田財産区特別会計補正予算（第1号）	154
議案第120号	令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第1号）	162
議案第121号	郡山市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	176
議案第122号	郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	177
議案第123号	郡山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例	178
議案第124号	郡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	183
議案第125号	工事請負契約について	185
議案第126号	工事請負契約について	186
議案第127号	財産の取得について	187
議案第128号	郡山市放課後児童クラブの指定管理者の指定について	188

議案第129号	特定事業契約の変更について	189
議案第130号	専決処分の承認を求めることについて	190
報告第 19号	専決処分事項の報告について	197

令和5年度郡山市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度郡山市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,680,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,155,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 地方特例交付金		374,074	△8,537	365,537
	1 地方特例交付金	369,074	△8,537	360,537
13 地方交付税		10,643,000	1,073,613	11,716,613
	1 地方交付税	10,643,000	1,073,613	11,716,613
17 国庫支出金		27,454,483	296,123	27,750,606
	1 国庫負担金	16,787,054	29,512	16,816,566
	2 国庫補助金	10,576,688	266,611	10,843,299
18 県支出金		9,640,087	196,198	9,836,285
	1 県負担金	5,627,453	14,756	5,642,209
	2 県補助金	3,304,698	181,442	3,486,140
19 財産収入		2,044,411	2,644	2,047,055
	1 財産運用収入	57,941	14	57,955
	2 財産売払収入	1,986,470	2,630	1,989,100
20 寄附金		180,130	8,281	188,411
	1 寄附金	180,130	8,281	188,411
21 繰入金		5,746,686	12,442	5,759,128
	2 基金繰入金	5,603,468	12,442	5,615,910
22 繰越金		1,600,000	5,097,517	6,697,517
	1 繰越金	1,600,000	5,097,517	6,697,517
23 諸収入		6,115,725	3,000	6,118,725
	5 雑入	1,868,697	3,000	1,871,697
24 市債		11,116,000	△300	11,115,700
	1 市債	11,116,000	△300	11,115,700
歳 入	合 計	141,474,782	6,680,981	148,155,763

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		649,888	106,830	756,718
	1 議会費	649,888	106,830	756,718
2 総務費		13,742,958	5,358,831	19,101,789
	1 総務管理費	10,376,010	5,289,157	15,665,167
	2 徴税費	1,823,620	63,250	1,886,870
	3 戸籍住民基本台帳費	952,002	2,464	954,466
	4 選挙費	445,433	3,960	449,393
3 民生費		51,872,815	323,701	52,196,516
	1 社会福祉費	4,704,927	173,937	4,878,864
	2 心身障害者福祉費	7,300,366	7,736	7,308,102
	3 老人福祉費	10,303,700	84,975	10,388,675
	4 児童福祉費	23,559,774	53,964	23,613,738
	5 生活保護費	5,941,608	3,089	5,944,697
4 衛生費		12,578,840	66,496	12,645,336
	1 保健衛生費	8,426,948	15,046	8,441,994
	2 清掃費	3,926,918	51,450	3,978,368
6 農林水産業費		5,253,083	106,993	5,360,076
	1 農業費	4,871,613	92,657	4,964,270
	2 林業費	381,470	14,336	395,806
7 商工費		6,409,271	10,496	6,419,767
	1 商工費	6,409,271	10,496	6,419,767
8 土木費		18,206,015	199,500	18,405,515
	2 道路橋りょう費	4,783,228	194,000	4,977,228
	4 都市計画費	11,082,841	5,500	11,088,341
10 教育費		20,359,683	502,960	20,862,643

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小中学校費	9,482,332	11,974	9,494,306
	3 社会教育費	6,311,496	37,402	6,348,898
	4 保健体育費	3,984,856	453,584	4,438,440
14 予備費		395,358	5,174	400,532
	1 予備費	395,358	5,174	400,532
歳	出	合	計	
		141,474,782	6,680,981	148,155,763

一般会計

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 議会費	1 議会費	議会システム改修事業	千円 58,756
2 総務費	1 総務管理費	西庁舎省エネルギー環境整備調査業務委託	11,913
10 教育費	4 保健体育費	磐梯熱海アイスアリーナ冷凍設備改修事業	448,084

第 3 表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市制施行100周年ラッピングピアノ製作業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,798
障がい福祉施設再整備事業アドバイザー業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	15,980
学校給食調理業務委託料 (令和5年度分)	令和5年度から 令和8年度まで	2,118,503
市史デジタル化業務委託料	令和5年度から 令和11年度まで	13,973
市制施行100周年美術館企画展負担金	令和5年度から 令和6年度まで	15,000
第31回郡山シティーマラソン大会負担金	令和5年度から 令和6年度まで	6,500

一般会計

第 4 表 地 方 債 補 正
(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 1,450,700		%		千円 1,420,300		%	
臨時財政対策	1,658,000				1,688,100			
合 計	11,116,000				11,115,700			

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	52,055,097	0	52,055,097
2 地方譲与税	1,197,247	0	1,197,247
3 利子割交付金	26,785	0	26,785
4 配当割交付金	174,376	0	174,376
5 株式等譲渡所得割交付金	74,391	0	74,391
6 法人事業税交付金	917,351	0	917,351
7 地方消費税交付金	9,048,705	0	9,048,705
8 ゴルフ場利用税交付金	18,502	0	18,502
9 特別地方消費税交付金	1	0	1
10 環境性能割交付金	75,552	0	75,552
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3,036	0	3,036
12 地方特例交付金	374,074	△8,537	365,537
13 地方交付税	10,643,000	1,073,613	11,716,613
14 交通安全対策特別交付金	53,502	0	53,502
15 分担金及び負担金	409,266	0	409,266
16 使用料及び手数料	2,506,375	0	2,506,375
17 国庫支出金	27,454,483	296,123	27,750,606
18 県支出金	9,640,087	196,198	9,836,285
19 財産収入	2,044,411	2,644	2,047,055
20 寄附金	180,130	8,281	188,411
21 繰入金	5,746,686	12,442	5,759,128
22 繰越金	1,600,000	5,097,517	6,697,517
23 諸収入	6,115,725	3,000	6,118,725
24 市債	11,116,000	△300	11,115,700
歳入合計	141,474,782	6,680,981	148,155,763

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 議会費	649,888	106,830	756,718				106,830
2 総務費	13,742,958	5,358,831	19,101,789	20,700		14,882	5,323,249
3 民生費	51,872,815	323,701	52,196,516	285,041		8,972	29,688
4 衛生費	12,578,840	66,496	12,645,336	2,922		5,274	58,300
5 労働費	138,047	0	138,047				
6 農林水産業費	5,253,083	106,993	5,360,076	95,354		8,442	3,197
7 商工費	6,409,271	10,496	6,419,767				10,496
8 土木費	18,206,015	199,500	18,405,515				199,500
9 消防費	3,768,023	0	3,768,023				
10 教育費	20,359,683	502,960	20,862,643	88,304	△30,400	7,708	437,348
11 災害復旧費	31,016	0	31,016				
12 公債費	7,993,759	0	7,993,759				
13 諸支出金	76,026	0	76,026				
14 予備費	395,358	5,174	400,532				5,174
歳出合計	141,474,782	6,680,981	148,155,763	492,321	△30,400	45,278	6,173,782

2 歳入

(款) 12 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	369,074	△ 8,537	360,537	1 地方特例交付金	△ 8,537	個人住民税減収補てん特例交付金 △ 8,537
計	369,074	△ 8,537	360,537			

(款) 13 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	10,643,000	1,073,613	11,716,613	1 地方交付税	1,073,613	普通交付税 1,073,613
計	10,643,000	1,073,613	11,716,613			

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	15,644,224	29,512	15,673,736	3 老人福祉費 国庫負担金	29,512	低所得者介護保険料軽減国庫負担金 29,512
計	16,787,054	29,512	16,816,566			

12款 地方特例交付金

13款 地方交付税

17款 国庫支出金

(款) 17 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	2,722,597	166,187	2,888,784	1 社会福祉費 国庫補助金	82,686	地方創生臨時交付金 82,686
				3 老人福祉費 国庫補助金	36,530	地域介護・福祉空間整備等交付金 36,530
				4 児童福祉費 国庫補助金	46,737	地方創生臨時交付金 46,737
				5 生活保護費 国庫補助金	234	地方創生臨時交付金 234
3 衛生費国庫補助金	1,143,762	2,922	1,146,684	1 保健衛生費 国庫補助金	2,922	地方創生臨時交付金 2,772 小児慢性特定疾病対策国庫補助金 150
4 農林水産業費国庫 補助金	81,311	9,198	90,509	1 農業費国庫 補助金	4,606	地方創生臨時交付金 4,606
				2 林業費国庫 補助金	4,592	地方創生臨時交付金 4,592
8 教育費国庫補助金	3,912,142	88,304	4,000,446	2 小中学校費 国庫補助金	67,231	小学校学校施設環境改善交付金 67,231
				3 社会教育費 国庫補助金	21,073	地方創生臨時交付金 21,073
計	10,576,688	266,611	10,843,299			

17款 国庫支出金

(款) 18 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	5,613,850	14,756	5,628,606	3 老人福祉費 県負担金	14,756	低所得者介護保険料軽減県負担金 14,756
計	5,627,453	14,756	5,642,209			

(款) 18 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	18,193	20,700	38,893	1 総務管理費 県補助金	20,700	ふくしま移住支援金給付費県補助金 20,700
2 民生費県補助金	1,936,267	74,586	2,010,853	1 社会福祉費 県補助金	72,295	物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費県 補助金 72,295
				5 生活保護費 県補助金	2,291	新型コロナウイルス感染症セーフティネット 強化県交付金 2,291
4 農林水産業費県補 助金	623,630	86,156	709,786	1 農業費県補 助金	86,156	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費 県補助金 86,156
計	3,304,698	181,442	3,486,140			

18款 県支出金

(款) 19 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	13,330	14	13,344	1 利子及び配当金	14	公共施設等総合管理基金利子 14
計	57,941	14	57,955			

(款) 19 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	1,940,001	2,630	1,942,631	2 土地売払収入	2,630	市有地売払収入 2,630
計	1,986,470	2,630	1,989,100			

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費寄附金	126	4,361	4,487	1 老人福祉費寄附金	1,000	高齢化社会対策推進寄附金 1,000
				2 児童福祉費寄附金	3,361	子育て支援推進寄附金 3,361

19款 財産収入

20款 寄附金

(款) 20 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 衛生費寄附金	1	26	27	1 保健衛生費寄附金	26	環境寄附金 26
6 教育費寄附金	1	3,894	3,895	1 小中学校費寄附金	3,894	奨学資金給与費寄附金 3,894
計	180,130	8,281	188,411			

(款) 21 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 環境基金繰入金	12,000	4,000	16,000	1 環境基金繰入金	4,000	環境基金繰入金 4,000
9 森林環境譲与税基金繰入金	85,656	8,442	94,098	1 森林環境譲与税基金繰入金	8,442	森林環境譲与税基金繰入金 8,442
計	5,603,468	12,442	5,615,910			

20款 寄附金

21款 繰入金

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,600,000	5,097,517	6,697,517	1 前年度繰越金	5,097,517	前年度繰越金 5,097,517
計	1,600,000	5,097,517	6,697,517			

(款) 23 諸収入

(項) 5 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,868,521	3,000	1,871,521	2 雑入	3,000	芸術文化振興基金助成金 3,000
計	1,868,697	3,000	1,871,697			

(款) 24 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育債	4,145,000	△ 30,400	4,114,600	1 小中学校債	△ 30,400	小学校教育施設等整備事業債 △ 30,400
11 臨時財政対策債	1,658,000	30,100	1,688,100	1 臨時財政対策債	30,100	臨時財政対策債 30,100
計	11,116,000	△ 300	11,115,700			

22款 繰越金

23款 諸収入

24款 市債

3 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	649,888	106,830	756,718	一般財源 106,830	14 工事請負費	106,830	◎事務局費 106,830
計	649,888	106,830	756,718	一般財源 106,830			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳 財源	節		説明
					区分	金額	
1 総務法務費	993,253	11,913	1,005,166	一般財源 11,913	12 委託料	11,913	◎庁舎費 11,913
6 政策開発費	250,642	27,600	278,242	特定財源 22,480	18 負担金補助 及び交付金	27,600	◎地方創生費 27,600 ○移住・定住促進事業費★ 27,600 ◎市制施行100周年記念事業費 0
				国・県 20,700			
				その他 1,780			
特定財源の内訳							
(県) ふくしま移住支援金給付費県補助金 20,700							
(他) こおりやま応援寄附金 1,780							
9 財政管理費	1,187,533	3,446,521	4,634,054	特定財源 10,115 その他 10,115 一般財源 3,436,406	24 積立金	3,446,521	◎財政調整基金費 3,400,000 ◎きずな基金費 46,521

1款 議会費

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
9 財政管理費	特定財源の内訳 (他) こおりやま応援寄附金			10,115			
10 財産管理費	2,235,963	1,803,123	4,039,086	特定財源 2,987 その他 2,987 一般財源 1,800,136	24 積立金	1,803,123	◎公共施設等総合管理 基金費 1,803,123
	特定財源の内訳 (他) 公共施設等総合管理基金利子 (他) 市有地売払収入 (他) こおりやま応援寄附金			14 2,630 343			
計	10,376,010	5,289,157	15,665,167	特定財源 35,582 国・県 20,700 その他 14,882 一般財源 5,253,575			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 市民税费	799,521	34,650	834,171	一般財源 34,650	12 委託料	34,650	◎税総合システム運用 事業費 34,650

2款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 徴收費	592,452	28,600	621,052	一般財源 28,600	11 役務費	1,542	◎徴收費 28,600
					12 委託料	27,058	
計	1,823,620	63,250	1,886,870	一般財源 63,250			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 戸籍住民基本台帳費	951,943	2,464	954,407	一般財源 2,464	12 委託料	2,464	◎住民基本台帳費 2,464
計	952,002	2,464	954,466	一般財源 2,464			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 選挙費	445,433	3,960	449,393	一般財源 3,960	12 委託料	3,960	◎選挙管理委員会事務局費 3,960
計	445,433	3,960	449,393	一般財源 3,960			

2款 総務費

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 社会福祉総務費	1,804,085	166,452	1,970,537	特定財源	155,364	10 需用費	1,750	◎社会福祉総務費	11,088
				国・県	154,981	11 役務費	6,444	◎物価高騰対応生活困	
				その他	383	12 委託料	13,875	窮世帯緊急支援事業費	154,981
				一般財源	11,088	19 扶助費	144,000	◎福祉基金費	383
						24 積立金	383		
				特定財源の内訳					
(国) 地方創生臨時交付金		82,686							
(県) 物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業費県補助金		72,295							
(他) こおりやま応援寄附金		383							
3 国保年金費	2,900,676	7,485	2,908,161	一般財源	7,485	12 委託料	1,033	◎国民年金事務費	1,033
						27 繰出金	6,452	◎国民健康保険事業費	6,452
計	4,704,927	173,937	4,878,864	特定財源	155,364				
				国・県	154,981				
				その他	383				
				一般財源	18,573				

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 2 心身障害者福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 障害福祉費	7,132,874	7,736	7,140,610	一般財源	7,736	12 委託料	7,736	◎更生園費 7,736 ○更生園改修費★ 7,736
計	7,300,366	7,736	7,308,102	一般財源	7,736			

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 健康長寿費	1,313,876	1,362	1,315,238	特定財源 その他	1,362 1,362	24 積立金	1,362	◎高齢化社会対策基金 費 1,362
	特定財源の内訳							
				(他) こおりやま応援寄附金	362			
				(他) 高齢化社会対策推進寄附金	1,000			
3 介護保険事業費	4,867,806	81,264	4,949,070	特定財源 国・県 一般財源	80,798 80,798 466	18 負担金補助 及び交付金	36,530	◎介護保険事業費 44,734 ◎老人福祉施設等整備 補助事業費 36,530
	特定財源の内訳							
				(国) 低所得者介護保険料軽減国庫負担金	29,512			
				(国) 地域介護・福祉空間整備等交付金	36,530			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 3 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
3 介護保険事業費	(県) 低所得者介護保険料軽減県負担金			14,756				
4 後期高齢者医療費	3,828,457	2,349	3,830,806	一般財源	2,349	27 繰出金	2,349	◎後期高齢者医療事業費 2,349
計	10,303,700	84,975	10,388,675	特定財源	82,160			
				国・県	80,798			
				その他	1,362			
				一般財源	2,815			

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 こども政策費	1,587,799	7,227	1,595,026	特定財源	7,227	24 積立金	7,227	◎すこやか子育て基金費 7,227
	特定財源の内訳							
				(他) こおりやま応援寄附金	3,866			
				(他) 子育て支援推進寄附金	3,361			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 4 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
3 保育費	11,797,481	46,737	11,844,218	特定財源	46,737	10 需用費	10,790	◎公立保育所費 46,737
				国・県	46,737	17 備品購入費	35,947	
				特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金		46,737		
計	23,559,774	53,964	23,613,738	特定財源	53,964			
				国・県	46,737			
				その他	7,227			

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 生活保護費	5,941,608	3,089	5,944,697	特定財源	2,525	10 需用費	933	◎職員給与費 0
				国・県	2,525	12 委託料	2,156	◎生活保護事務費 2,156
				一般財源	564			◎生活保護施設費 933
				特定財源の内訳				
				(国) 地方創生臨時交付金	234			
				(県) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化県交付金	2,291			

3款 民生費

(款) 3 民生費

(項) 5 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明
					区分	金額	
計	5,941,608	3,089	5,944,697	特定財源 国・県 一般財源	2,525 2,525 564		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 保健所総務費	345,520	3,763	349,283	一般財源	3,763	10 需用費	3,763	◎保健所総務費	3,763
4 保健所健康づくり費	1,314,912	2,097	1,317,009	一般財源	2,097	12 委託料	2,097	◎健康増進事業費 ○健康増進事業費★	2,097 2,097
8 母子保健衛生費	905,782	1,140	906,922	特定財源	150	12 委託料	990	◎母子医療対策事業費 ◎母子保健推進活動費 ○母子保健推進活動事業費★	150 990 990
				国・県 一般財源	150 990				
特定財源の内訳 (国) 小児慢性特定疾病対策国庫補助金					150				
9 環境政策費	647,027	5,274	652,301	特定財源	5,274	18 負担金補助及び交付金	4,000	◎環境政策費 ○地球温暖化対策事業費★	4,000 4,000
				その他	5,274				
						24 積立金	1,274		

3款 民生費

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
9 環境政策費	特定財源の内訳						◎環境基金費 1,274
	(他) こおりやま応援寄附金			1,248			
	(他) 環境寄附金			26			
	(他) 環境基金繰入金			4,000			
12 医療介護病院費	9,715	2,772	12,487	特定財源 国・県	2,772 2,772	12 委託料 2,772	◎医療介護病院費 2,772
	特定財源の内訳						
	(国) 地方創生臨時交付金			2,772			
計	8,426,948	15,046	8,441,994	特定財源 国・県 その他 一般財源	8,196 2,922 5,274 6,850		

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 清掃費	3,926,918	51,450	3,978,368	一般財源	51,450	7 報償費 8 旅費	◎ごみ収集費 50,970 ○3R推進事業費★ 50,970

4款 衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 清掃費						10 需用費	100	◎ごみの減量と資源再 利用推進事業費 ○生ごみ減量啓発事 業費★	
						11 役務費	650		480
						17 備品購入費	50,480		480
計	3,926,918	51,450	3,978,368	一般財源	51,450				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
2 農業政策費	481,011	2,298	483,309	特定財源 国・県 一般財源	2,806 2,806 △508	10 需用費	228	◎稲作近代化推進費	2,000
						11 役務費	70	◎農業改良事業費	298
						18 負担金補助 及び交付金	2,000	○豊かな地域農業を 担う農家育成事業費 ★	298
3 農業振興費	559,608	86,156	645,764	特定財源 国・県	86,156 86,156	18 負担金補助 及び交付金	86,156	◎畜産経営改善対策費 ○畜産経営改善事業 費★	86,156 86,156

4款 衛生費

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	特定財源の内訳 (県) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費県 補助金			86,156			
4 農地費	2,529,320	4,203	2,533,523	特定財源 1,800 国・県 1,800 一般財源 2,403	10 需用費	4,203	◎農村公園費 4,203
	特定財源の内訳 (国) 地方創生臨時交付金			1,800			
計	4,871,613	92,657	4,964,270	特定財源 90,762 国・県 90,762 一般財源 1,895			

6款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 林業振興費	381,470	14,336	395,806	特定財源	13,034	10 需用費	6,749	◎森林公園費 14,336
				国・県	4,592	14 工事請負費	7,587	
				その他	8,442			
				一般財源	1,302			
	特定財源の内訳							
				(国) 地方創生臨時交付金	4,592			
				(他) 森林環境譲与税基金繰入金	8,442			
計	381,470	14,336	395,806	特定財源	13,034			
				国・県	4,592			
				その他	8,442			
				一般財源	1,302			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
2 観光物産費	818,079	10,496	828,575	一般財源	10,496	18 負担金補助及び交付金	10,496	◎(公財)郡山市観光交流振興公社助成費 10,496
計	6,409,271	10,496	6,419,767	一般財源	10,496			

6款 農林水産業費

7款 商工費

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 道路維持費	3,369,914	194,000	3,563,914	一般財源 194,000	10 需用費	1,000	◎道路費 194,000
					11 役務費	3,000	
					12 委託料	100,000	
					14 工事請負費	75,000	
					15 原材料費	15,000	
計	4,783,228	194,000	4,977,228	一般財源 194,000			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
7 公共下水道費	5,270,247	5,500	5,275,747	一般財源 5,500	23 投資及び出資金	5,500	◎公共下水道費 5,500
計	11,082,841	5,500	11,088,341	一般財源 5,500			

8款 土木費

(款) 10 教育費

(項) 2 小中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 学校教育推進費	992,168	6,281	998,449	特定財源	3,894	12 委託料	2,387	◎就学事務費	2,387
				その他	3,894	24 積立金	3,894	◎奨学資金費	3,894
	特定財源の内訳								
	(他) 奨学資金給与費寄附金				3,894				
3 学校施設費	2,901,401	0	2,901,401	特定財源	36,831			◎小学校施設費	0
				国・県	67,231			○小学校長寿命化改	
				市債	△30,400			修事業費★	0
				一般財源	△36,831				
	特定財源の内訳								
	(国) 小学校学校施設環境改善交付金				67,231				
	(市債) 小学校教育施設等整備事業債				△30,400				
4 教育研修センター費	750,445	5,693	756,138	一般財源	5,693	12 委託料	5,693	◎教育のDX推進費	5,693
								○教育のDX推進事業費★	5,693
計	9,482,332	11,974	9,494,306	特定財源	40,725				
				国・県	67,231				
				市債	△30,400				
				その他	3,894				
				一般財源	△28,751				

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 生涯学習費	1,233,761	31,887	1,265,648	特定財源	18,141	10 需用費	30,516	◎公民館費	31,887
				国・県 一般財源	18,141 13,746	17 備品購入費	1,371		
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					18,141				
2 図書館費	453,179	4,701	457,880	特定財源	2,932	10 需用費	1,769	◎図書館費	4,701
				国・県 一般財源	2,932 1,769	13 使用料及び 賃借料	2,932		
特定財源の内訳									
(国) 地方創生臨時交付金					2,932				
3 文化振興費	4,295,248	814	4,296,062	特定財源	814	24 積立金	814	◎文化体育振興基金費	814
				その他	814				
特定財源の内訳									
(他) こおりやま応援寄附金					814				
4 美術館費	329,308	0	329,308	特定財源	3,000			◎美術館費	0
				その他	3,000			○美術館展覧会等活	
				一般財源	△3,000			動推進事業費★	0

10款 教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
4 美術館費	特定財源の内訳 (他) 芸術文化振興基金助成金			3,000			
計	6,311,496	37,402	6,348,898	特定財源 24,887 国・県 21,073 その他 3,814 一般財源 12,515			

(款) 10 教育費

(項) 4 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 スポーツ振 興費	3,984,856	453,584	4,438,440	一般財源 453,584	10 需用費	448,084	◎社会体育振興費 5,500
					18 負担金補助 及び交付金	5,500	○郡山シティーマラ ソン大会開催事業費 ★ 5,500 ◎アイスアリーナ費 448,084
計	3,984,856	453,584	4,438,440	一般財源 453,584			

10款 教育費

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	395,358	5,174	400,532	一般財源	5,174		
計	395,358	5,174	400,532	一般財源	5,174		

14款 予備費

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
市制施行100周年ラッピング ピアノ製作業務委託料	1,798			令和 5年度 令和 6年度	1,798				1,798
障がい福祉施設再整備事業ア ドバイザリー業務委託料	15,980			令和 5年度 令和 6年度	15,980				15,980
学校給食調理業務委託料 (令 和 5 年度分)	2,118,503			令和 5年度 令和 8年度	2,118,503				2,118,503
市史デジタル化業務委託料	13,973			令和 5年度 令和11年度	13,973				13,973
市制施行100周年美術館企画 展負担金	15,000			令和 5年度 令和 6年度	15,000				15,000
第31回郡山シティーマラソン 大会負担金	6,500			令和 5年度 令和 6年度	6,500				6,500

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
1 普通債	31,987,831	37,752,033	補正前の額	9,457,100	3,185,950	補正前の額	44,023,183
			補正額	△ 30,400		補正額	△ 30,400
			補正後の額	9,426,700		補正後の額	43,992,783
(9) 教育	12,149,961	13,198,557	補正前の額	4,145,000	927,322	補正前の額	16,416,235
			補正額	△ 30,400		補正額	△ 30,400
			補正後の額	4,114,600		補正後の額	16,385,835
3 その他	49,935,588	47,809,334	補正前の額	1,658,000	4,468,515	補正前の額	44,998,819
			補正額	30,100		補正額	30,100
			補正後の額	1,688,100		補正後の額	45,028,919
(2) 臨時財政対策	48,591,721	46,630,595	補正前の額	1,658,000	4,338,705	補正前の額	43,949,890
			補正額	30,100		補正額	30,100
			補正後の額	1,688,100		補正後の額	43,979,990
合 計	85,913,032	90,818,840	補正前の額	11,116,000	7,690,376	補正前の額	94,244,464
			補正額	△ 300		補正額	△ 300
			補正後の額	11,115,700		補正後の額	94,244,164

一般会計

令和5年度郡山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度郡山市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11,398千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,213,067千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		3,176,585	6,452	3,183,037
	1 他会計繰入金	2,848,104	6,452	2,854,556
6 繰越金		1,100,000	4,946	1,104,946
	1 繰越金	1,100,000	4,946	1,104,946
歳 入	合 計	29,201,669	11,398	29,213,067

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		647,006	6,452	653,458
	1 総務管理費	575,827	6,452	582,279
4 保健事業費		373,485	2,097	375,582
	2 保健事業費	96,670	2,097	98,767
5 基金積立金		1,100,010	4,947	1,104,957
	1 基金積立金	1,100,010	4,947	1,104,957
6 諸支出金		59,757	△2,958	56,799
	1 償還金及び還付加算金	59,757	△2,958	56,799
7 予備費		200,000	860	200,860
	1 予備費	200,000	860	200,860
歳 出	合 計	29,201,669	11,398	29,213,067

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	5,141,739	0	5,141,739
2 国庫支出金	4,907	0	4,907
3 県支出金	19,687,510	0	19,687,510
4 財産収入	9	0	9
5 繰入金	3,176,585	6,452	3,183,037
6 繰越金	1,100,000	4,946	1,104,946
7 諸収入	90,919	0	90,919
歳入合計	29,201,669	11,398	29,213,067

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	647,006	6,452	653,458			6,452	
2 保険給付費	19,549,497	0	19,549,497				
3 国民健康保険事業費納付金	7,271,914	0	7,271,914				
4 保健事業費	373,485	2,097	375,582				2,097
5 基金積立金	1,100,010	4,947	1,104,957				4,947
6 諸支出金	59,757	△2,958	56,799				△2,958
7 予備費	200,000	860	200,860				860
歳出合計	29,201,669	11,398	29,213,067			6,452	4,946

国民健康保険特別会計

2 歳入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	2,848,104	6,452	2,854,556	3 職員給与費等繰入金	6,452	職員給与費等繰入金 6,452
計	2,848,104	6,452	2,854,556			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,100,000	4,946	1,104,946	1 前年度繰越金	4,946	前年度繰越金 4,946
計	1,100,000	4,946	1,104,946			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 一般管理費	552,237	6,452	558,689	特定財源 その他	6,452 6,452	12 委託料	6,452	◎一般管理事務費 6,452
	特定財源の内訳 (他) 職員給与費等繰入金				6,452			
計	575,827	6,452	582,279	特定財源 その他	6,452 6,452			

(款) 4 保健事業費

(項) 2 保健事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明	
					区分	金額		
1 保健事業費	96,670	2,097	98,767	一般財源	2,097	12 委託料	2,097	◎保健事業費 ○医療費適正化推進 事業費★ 2,097
計	96,670	2,097	98,767	一般財源	2,097			

国民健康保険特別会計

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金積立金	1,100,010	4,947	1,104,957	一般財源 4,947	24 積立金	4,947	◎国民健康保険事業財政調整基金費 4,947
計	1,100,010	4,947	1,104,957	一般財源 4,947			

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 償還金	13,317	△2,958	10,359	一般財源 △2,958	22 償還金利子及び割引料	△2,958	◎県支出金返還金 △2,958
計	59,757	△2,958	56,799	一般財源 △2,958			

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	200,000	860	200,860	一般財源 860			
計	200,000	860	200,860	一般財源 860			

国民健康保険特別会計

令和5年度郡山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,121千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,884,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		861,727	2,349	864,076
	1 他会計繰入金	861,727	2,349	864,076
3 繰越金		1	10,772	10,773
	1 繰越金	1	10,772	10,773
歳入	合計	3,871,146	13,121	3,884,267

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		109,504	2,349	111,853
	2 徴収費	16,876	2,349	19,225
2 広域連合納付金		3,741,108	10,772	3,751,880
	1 広域連合納付金	3,741,108	10,772	3,751,880
歳出	合計	3,871,146	13,121	3,884,267

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	2,989,047	0	2,989,047
2 繰入金	861,727	2,349	864,076
3 繰越金	1	10,772	10,773
4 諸収入	20,371	0	20,371
歳入合計	3,871,146	13,121	3,884,267

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	109,504	2,349	111,853			2,349	
2 広域連合納付金	3,741,108	10,772	3,751,880			10,772	
3 保健事業費	10,024	0	10,024				
4 諸支出金	10,510	0	10,510				
歳出合計	3,871,146	13,121	3,884,267			13,121	

後期高齢者医療特別会計

2 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	861,727	2,349	864,076	1 事務費繰入金	2,349	事務費繰入金 2,349
計	861,727	2,349	864,076			

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	10,772	10,773	1 前年度繰越金	10,772	前年度繰越金 10,772
計	1	10,772	10,773			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴收費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 徴收費	16,876	2,349	19,225	特定財源	2,349	12 委託料	2,349	◎徴収事務費 2,349
				その他	2,349			
特定財源の内訳 (他) 事務費繰入金					2,349			
計	16,876	2,349	19,225	特定財源	2,349			
				その他	2,349			

(款) 2 広域連合納付金

(項) 1 広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳		節		説明
						区分	金額	
1 広域連合納付金	3,741,108	10,772	3,751,880	特定財源	10,772	18 負担金補助及び交付金	10,772	◎広域連合納付金 10,772
				その他	10,772			
特定財源の内訳 (他) 前年度繰越金					10,772			
計	3,741,108	10,772	3,751,880	特定財源	10,772			
				その他	10,772			

後期高齢者医療特別会計

令和5年度郡山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ830,791千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,174,221千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 県支出金		3,978,589	4,160	3,982,749
	1 県負担金	3,738,776	4,160	3,742,936
6 繰入金		5,225,263	44,734	5,269,997
	1 一般会計繰入金	4,454,299	44,734	4,499,033
7 繰越金		1	781,897	781,898
	1 繰越金	1	781,897	781,898
歳 入	合 計	28,343,430	830,791	29,174,221

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		1,550,230	466	1,550,696
	1 地域支援事業費	1,547,045	466	1,547,511
4 基金積立金		425	456,163	456,588
	1 基金積立金	425	456,163	456,588
5 諸支出金		16,472	374,162	390,634
	1 償還金及び還付加算金	10,109	374,162	384,271
歳 出	合 計	28,343,430	830,791	29,174,221

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	5,693,764	0	5,693,764
2 国庫支出金	6,177,867	0	6,177,867
3 支払基金交付金	7,267,046	0	7,267,046
4 県支出金	3,978,589	4,160	3,982,749
5 財産収入	425	0	425
6 繰入金	5,225,263	44,734	5,269,997
7 繰越金	1	781,897	781,898
8 諸収入	475	0	475
歳入合計	28,343,430	830,791	29,174,221

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 総務費	706,974	0	706,974				
2 保険給付費	26,039,329	0	26,039,329				
3 地域支援事業費	1,550,230	466	1,550,696			466	
4 基金積立金	425	456,163	456,588				456,163
5 諸支出金	16,472	374,162	390,634				374,162
6 予備費	30,000	0	30,000				
歳出合計	28,343,430	830,791	29,174,221			466	830,325

2 歳入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	3,738,776	4,160	3,742,936	1 現年度分介護給付費負担金	4,160	現年度分介護給付費県負担金 4,160
計	3,738,776	4,160	3,742,936			

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 その他一般会計繰入金	960,070	44,734	1,004,804	2 事務費繰入金	466	事務費繰入金 466
				3 低所得者保険料軽減繰入金	44,268	低所得者保険料軽減繰入金 44,268
計	4,454,299	44,734	4,499,033			

介護保険特別会計

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	781,897	781,898	1 前年度繰越金	781,897	前年度繰越金 781,897
計	1	781,897	781,898			

3 歳出

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 地域支援事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 一般介護予防事業費	14,725	466	15,191	特定財源	466	12 委託料	466	◎一般介護予防事業費 ○一般介護予防事業費★	466 466
				その他	466				
特定財源の内訳 (他)事務費繰入金					466				
計	1,547,045	466	1,547,511	特定財源	466				
				その他	466				

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 基金積立金	425	456,163	456,588	一般財源	456,163	24 積立金	456,163	◎介護保険給付費準備 基金費	456,163
計	425	456,163	456,588	一般財源	456,163				

介護保険特別会計

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 償還金	0	374,162	374,162	一般財源 374,162	22 償還金 利子及び 割引料	374,162	◎国庫支出金返還金 171,344 ◎支払基金交付金返還 金 181,391 ◎県支出金返還金 21,427
計	10,109	374,162	384,271	一般財源 374,162			

令和5年度郡山市熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の熱海温泉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,091千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630,784千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		520,323	9,091	529,414
	1 繰越金	520,323	9,091	529,414
歳入	合計	621,693	9,091	630,784

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		386,265	9,091	395,356
	1 予備費	386,265	9,091	395,356
歳出	合計	621,693	9,091	630,784

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	101,243	0	101,243
2 繰越金	520,323	9,091	529,414
3 諸収入	127	0	127
歳入合計	621,693	9,091	630,784

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理委員会費	373	0	373				
2 総務費	235,055	0	235,055				
3 予備費	386,265	9,091	395,356				9,091
歳出合計	621,693	9,091	630,784				9,091

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	520,323	9,091	529,414	1 前年度繰越金	9,091	前年度繰越金 9,091
計	520,323	9,091	529,414			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	386,265	9,091	395,356	一般財源	9,091		
計	386,265	9,091	395,356	一般財源	9,091		

令和5年度郡山市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,521千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,782千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		14,400	△1,521	12,879
	1 繰越金	14,400	△1,521	12,879
歳入	合計	23,303	△1,521	21,782

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		12,826	△1,521	11,305
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,826	△1,521	11,305
歳 出	合 計	23,303	△1,521	21,782

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	174	0	174
2 繰越金	14,400	△1,521	12,879
3 諸収入	8,729	0	8,729
歳入合計	23,303	△1,521	21,782

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,826	△1,521	11,305				△1,521
2 公債費	5,115	0	5,115				
3 諸支出金	5,362	0	5,362				
歳出合計	23,303	△1,521	21,782				△1,521

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	14,400	△ 1,521	12,879	1 前年度繰越金	△ 1,521	前年度繰越金 △ 1,521
計	14,400	△ 1,521	12,879			

3 歳出

(款) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(項) 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明
						区分	金額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	12,826	△1,521	11,305	一般財源	△1,521	20 貸付金	△1,521	◎母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 △1,521
計	12,826	△1,521	11,305	一般財源	△1,521			

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

令和5年度郡山市多田野財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の多田野財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,938千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		13,227	1,617	14,844
	1 繰越金	13,227	1,617	14,844
歳入	合計	14,321	1,617	15,938

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 予備費		1,928	1,617	3,545
	1 予備費	1,928	1,617	3,545
歳出	合計	14,321	1,617	15,938

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,092	0	1,092
2 繰越金	13,227	1,617	14,844
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	14,321	1,617	15,938

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	1,189	0	1,189				
2 総務費	993	0	993				
3 農林水産業費	1,137	0	1,137				
4 諸支出金	9,074	0	9,074				
5 予備費	1,928	1,617	3,545				1,617
歳出合計	14,321	1,617	15,938				1,617

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	13,227	1,617	14,844	1 前年度繰越金	1,617	前年度繰越金 1,617
計	13,227	1,617	14,844			

3 歳出

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	1,928	1,617	3,545	一般財源	1,617		
計	1,928	1,617	3,545	一般財源	1,617		

令和5年度郡山市河内財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の河内財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,773千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		8,764	9,099	17,863
	1 繰越金	8,764	9,099	17,863
歳入	合計	11,674	9,099	20,773

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 予備費		7,203	9,099	16,302
	1 予備費	7,203	9,099	16,302
歳出	合計	11,674	9,099	20,773

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	2,908	0	2,908
2 繰越金	8,764	9,099	17,863
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	11,674	9,099	20,773

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	1,189	0	1,189				
2 総務費	1,146	0	1,146				
3 農林水産業費	1,062	0	1,062				
4 諸支出金	1,074	0	1,074				
5 予備費	7,203	9,099	16,302				9,099
歳出合計	11,674	9,099	20,773				9,099

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	8,764	9,099	17,863	1 前年度繰越金	9,099	前年度繰越金 9,099
計	8,764	9,099	17,863			

3 歳出

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	7,203	9,099	16,302	一般財源	9,099		
計	7,203	9,099	16,302	一般財源	9,099		

令和5年度郡山市片平財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の片平財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ74千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		487	74	561
	1 繰越金	487	74	561
歳入	合計	1,517	74	1,591

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		137	74	211
	1 予備費	137	74	211
歳出	合計	1,517	74	1,591

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	1,028	0	1,028
2 繰越金	487	74	561
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	1,517	74	1,591

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	55	0	55				
2 総務費	1,325	0	1,325				
3 予備費	137	74	211				74
歳出合計	1,517	74	1,591				74

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	487	74	561	1 前年度繰越金	74	前年度繰越金 74
計	487	74	561			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	137	74	211	一般財源 74			
計	137	74	211	一般財源 74			

令和5年度郡山市月形財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の月形財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ79千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,176千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		1,094	79	1,173
	1 繰越金	1,094	79	1,173
歳 入	合 計	1,097	79	1,176

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 予備費		944	79	1,023
	1 予備費	944	79	1,023
歳 出	合 計	1,097	79	1,176

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1	0	1
2 繰越金	1,094	79	1,173
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	1,097	79	1,176

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	153	0	153				
2 予備費	944	79	1,023				79
歳出合計	1,097	79	1,176				79

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1,094	79	1,173	1 前年度繰越金	79	前年度繰越金 79
計	1,094	79	1,173			

3 歳出

(款) 2 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	944	79	1,023	一般財源 79			
計	944	79	1,023	一般財源 79			

令和5年度郡山市舟津財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の舟津財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		24,199	597	24,796
	1 繰越金	24,199	597	24,796
歳入	合計	25,700	597	26,297

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 予備費		24,197	597	24,794
	1 予備費	24,197	597	24,794
歳 出	合 計	25,700	597	26,297

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,323	0	1,323
2 繰越金	24,199	597	24,796
3 諸収入	178	0	178
歳入合計	25,700	597	26,297

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	950	0	950				
2 農林水産業費	499	0	499				
3 諸支出金	54	0	54				
4 予備費	24,197	597	24,794				597
歳出合計	25,700	597	26,297				597

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	24,199	597	24,796	1 前年度繰越金	597	前年度繰越金 597
計	24,199	597	24,796			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	24,197	597	24,794	一般財源 597			
計	24,197	597	24,794	一般財源 597			

令和5年度郡山市館財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の館財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ384千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,311千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		23,115	384	23,499
	1 繰越金	23,115	384	23,499
歳入	合計	24,927	384	25,311

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 予備費		23,231	384	23,615
	1 予備費	23,231	384	23,615
歳 出	合 計	24,927	384	25,311

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,810	0	1,810
2 繰越金	23,115	384	23,499
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	24,927	384	25,311

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	709	0	709				
2 農林水産業費	925	0	925				
3 諸支出金	62	0	62				
4 予備費	23,231	384	23,615				384
歳出合計	24,927	384	25,311				384

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	23,115	384	23,499	1 前年度繰越金	384	前年度繰越金 384
計	23,115	384	23,499			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	23,231	384	23,615	一般財源 384			
計	23,231	384	23,615	一般財源 384			

令和5年度郡山市浜路財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の浜路財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ853千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		720	130	850
	1 繰越金	720	130	850
歳入	合計	723	130	853

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 予備費		655	130	785
	1 予備費	655	130	785
歳 出	合 計	723	130	853

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1	0	1
2 繰越金	720	130	850
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	723	130	853

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	55	0	55				
2 総務費	12	0	12				
3 農林水産業費	1	0	1				
4 予備費	655	130	785				130
歳出合計	723	130	853				130

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	720	130	850	1 前年度繰越金	130	前年度繰越金 130
計	720	130	850			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	655	130	785	一般財源 130			
計	655	130	785	一般財源 130			

令和5年度郡山市横沢財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の横沢財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ415千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		13,243	415	13,658
	1 繰越金	13,243	415	13,658
歳入	合計	14,421	415	14,836

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 予備費		13,169	415	13,584
	1 予備費	13,169	415	13,584
歳出	合計	14,421	415	14,836

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	1,176	0	1,176
2 繰越金	13,243	415	13,658
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	14,421	415	14,836

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	709	0	709				
2 農林水産業費	482	0	482				
3 諸支出金	61	0	61				
4 予備費	13,169	415	13,584				415
歳出合計	14,421	415	14,836				415

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	13,243	415	13,658	1 前年度繰越金	415	前年度繰越金 415
計	13,243	415	13,658			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	13,169	415	13,584	一般財源	415		
計	13,169	415	13,584	一般財源	415		

令和5年度郡山市中野財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の中野財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ245千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,440千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		3,187	245	3,432
	1 繰越金	3,187	245	3,432
歳入	合計	3,195	245	3,440

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 予備費		2,688	245	2,933
	1 予備費	2,688	245	2,933
歳 出	合 計	3,195	245	3,440

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	6	0	6
2 繰越金	3,187	245	3,432
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	3,195	245	3,440

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	405	0	405				
2 総務費	38	0	38				
3 農林水産業費	64	0	64				
4 予備費	2,688	245	2,933				245
歳出合計	3,195	245	3,440				245

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	3,187	245	3,432	1 前年度繰越金	245	前年度繰越金 245
計	3,187	245	3,432			

3 歳出

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	2,688	245	2,933	一般財源 245			
計	2,688	245	2,933	一般財源 245			

令和5年度郡山市後田財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度郡山市の後田財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 繰越金		2,399	203	2,602
	1 繰越金	2,399	203	2,602
歳 入	合 計	2,416	203	2,619

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 予備費		2,136	203	2,339
	1 予備費	2,136	203	2,339
歳 出	合 計	2,416	203	2,619

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	15	0	15
2 繰越金	2,399	203	2,602
3 諸収入	2	0	2
歳入合計	2,416	203	2,619

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 管理会費	217	0	217				
2 総務費	63	0	63				
3 予備費	2,136	203	2,339				203
歳出合計	2,416	203	2,619				203

2 歳入

(款) 2 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	2,399	203	2,602	1 前年度繰越金	203	前年度繰越金 203
計	2,399	203	2,602			

3 歳出

(款) 3 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	2,136	203	2,339	一般財源 203			
計	2,136	203	2,339	一般財源 203			

令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和5年度郡山市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度郡山市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、(4)主要な建設改良事業、公共下水道建設費「5,169,875千円」を「5,279,875千円」に改める。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 下水道事業資本的収入	7,521,184千円		110,000千円	7,631,184千円
第1項 企業債	3,588,600千円		69,500千円	3,658,100千円
第2項 他会計出資金	1,891,540千円		5,500千円	1,897,040千円
第4項 補助金	1,962,650千円		35,000千円	1,997,650千円
	支		出	
第1款 下水道事業資本的支出	10,839,110千円		110,000千円	10,949,110千円
第1項 建設改良費	5,571,610千円		110,000千円	5,681,610千円

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額を、次のとおり改める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	変更前	変更後			
下水道整備事業	千円 2,931,200	千円 3,000,700			
合計	3,588,600	3,658,100			

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

注記

1 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法、評価方法は先入先出法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の償却方法は、定額法によっている。

(3) 引当金の計上方法

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計が負担しているため、退職給付引当金は計上していない。

ロ 賞与引当金

翌年度の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

ハ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜き方式によっている。

2 セグメント情報

報告セグメントの概要等

下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容等は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	市街地における、し尿・生活雑排水等の排除及び雨水排除
特定環境保全公共下水道事業	湖南地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位 千円)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	合計
セグメント資産	138,325,507	6,065,938	144,391,445
セグメント負債	100,393,168	4,539,846	104,933,014

下水道事業会計

令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算実施計画
資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本的収入			110,000	
	1 企業債		69,500	
		1 建設企業債	69,500	建設改良事業企業債を補正
	2 他会計出資金		5,500	
		1 他会計出資金	5,500	一般会計出資金を補正
	4 補助金		35,000	
1 国庫補助金		35,000	建設改良事業国庫補助金を補正	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正額	備考
1 下水道事業資本的支出			110,000	
	1 建設改良費		110,000	
		1 公共下水道建設費	110,000	公共下水道整備費用を補正

下水道事業会計

令和5年度郡山市下水道事業会計キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 80,493
減価償却費	4,542,573
固定資産除却費	15,155
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	615
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 23,754
長期前受金戻入額	△ 1,340,864
支払利息	803,242
未収金の増減額 (△は増加)	101,751
未払金の増減額 (△は減少)	△ 46,001
小計	3,972,224
利息の支払額	△ 803,242
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,168,982

2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 5,201,728
無形固定資産の取得による支出	△ 37,390
国庫補助金による収入	1,997,650
受益者負担金分担金による収入	78,393
工事負担金による収入	1
特定収入仮払消費税及び地方消費税による支出	△ 160,535
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,323,609
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等企業債による収入	3,658,100
建設改良費等企業債の償還による支出	△ 5,229,840
その他の企業債の償還による支出	△ 37,660
他会計からの出資による収入	1,897,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	287,640
資金増加額（又は減少額）	133,013
資金期首残高	558,960
資金期末残高	691,973

令和5年度郡山市下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地 物 産		3,715,365	
	ロ 建 築 物 額	2,287,199		
	減価償却累計額	<u>△ 1,037,354</u>	1,249,845	
	ハ 構 築 物 額	178,552,093		
	減価償却累計額	<u>△ 51,988,358</u>	126,563,735	
	ニ 機 械 及 び 装 置	14,170,900		
	減価償却累計額	<u>△ 9,781,041</u>	4,389,859	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	11,619		
	減価償却累計額	<u>△ 9,226</u>	2,393	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	26,925		
	減価償却累計額	<u>△ 15,356</u>	11,569	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,040,637</u>	
	有形固定資産合計			136,973,403
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		<u>5,219,126</u>	
	無形固定資産合計			5,219,126
(3)	投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 出 資		<u>8,384</u>	
	投資その他の資産合計			8,384
	固定資産合計			<u>142,200,913</u>
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金			691,973
(2)	未 貸 倒 収 引 当 金		1,531,054	
	貯 流 資 産 合 計		<u>△ 35,999</u>	1,495,055
(3)	貯 流 資 産 合 計			<u>3,504</u>
	流動資産合計			<u>2,190,532</u>
	固定資産合計			<u>144,391,445</u>

下水道事業会計

負債の部

3	固定負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		49,751,472			
	ロ その他企業債		3,237,994			
	企業債合計				52,989,466	
	固定負債合計					52,989,466
4	流動負債					
(1)	企業債					
	イ 建設改良費等企業債		4,317,446			
	ロ その他企業債		729,549			
	企業債合計				5,046,995	
(2)	未引当				1,539,431	
(3)	引当					
	イ 賞与引当金		48,553			
	引当金合計				48,553	
(4)	預流				5,789	
	流動負債合計					6,640,768
5	繰上					
(1)	長期繰上				64,829,896	
	繰上				△ 19,527,116	
	繰上合計					45,302,780
	繰上合計					104,933,014

(参考資料)

令和5年度郡山市下水道事業会計補正予算明細書
資本的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的収入		7,521,184	110,000	7,631,184		
1 企業債		3,588,600	69,500	3,658,100		
	1 建設企業債	2,931,200	69,500	3,000,700	建設企業債	69,500
2 他会計出資金		1,891,540	5,500	1,897,040		
	1 他会計出資金	1,891,540	5,500	1,897,040	他会計出資金	5,500
4 補助金		1,962,650	35,000	1,997,650		
	1 国庫補助金	1,962,650	35,000	1,997,650	国庫補助金	35,000
資本的収入合計		7,521,184	110,000	7,631,184		

資本的支出

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	各 目 説 明	
					節	金 額
1 下水道事業資本的支出		10,839,110	110,000	10,949,110		
1 建設改良費		5,571,610	110,000	5,681,610		
	1 公共下水道建設費	5,169,875	110,000	5,279,875	工事請負費	110,000
資本的支出合計		10,839,110	110,000	10,949,110		

下水道事業会計

(予 算 資 料)

1 令和5年度会計別補正予算

(単位 千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	
一般会計	141,474,782	6,680,981	148,155,763	
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	29,201,669	11,398	29,213,067
	後期高齢者医療特別会計	3,871,146	13,121	3,884,267
	介護保険特別会計	28,343,430	830,791	29,174,221
	公共用地先行取得事業特別会計	7,543	0	7,543
	荒井北井土地区画整理事業特別会計	1,991	0	1,991
	富田第二土地区画整理事業特別会計	280,806	0	280,806
	伊賀河原土地区画整理事業特別会計	695,203	0	695,203
	徳定土地区画整理事業特別会計	914,278	0	914,278
	大町土地区画整理事業特別会計	492,718	0	492,718
	駐車場事業特別会計	124,703	0	124,703
	郡山駅西口市街地再開発事業特別会計	23,656	0	23,656
	総合地方卸売市場特別会計	1,436,732	0	1,436,732
	工業団地開発事業特別会計	3,958,004	0	3,958,004
	熱海温泉事業特別会計	621,693	9,091	630,784
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	23,303	△ 1,521	21,782
	多田野財産区特別会計	14,321	1,617	15,938
	河内財産区特別会計	11,674	9,099	20,773

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	
特 別 会 計	片平財産区特別会計	1,517	74	1,591
	月形財産区特別会計	1,097	79	1,176
	舟津財産区特別会計	25,700	597	26,297
	舘財産区特別会計	24,927	384	25,311
	浜路財産区特別会計	723	130	853
	横沢財産区特別会計	14,421	415	14,836
	中野財産区特別会計	3,195	245	3,440
	後田財産区特別会計	2,416	203	2,619
	水道事業会計	13,567,521	0	13,567,521
	簡易水道事業会計	363,889	0	363,889
	下水道事業会計	19,861,192	110,000	19,971,192
	農業集落排水事業会計	1,105,056	0	1,105,056
	計	104,994,524	985,723	105,980,247
	合 計	246,469,306	7,666,704	254,136,010

2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬															0	2,852,323	2,852,323
2 給料															0	7,853,685	7,853,685
3 職員手当等															0	5,067,698	5,067,698
4 共済費															0	3,234,882	3,234,882
5 災害補償費															0	2,093	2,093
6 恩給及び退職年金															0	945	945
7 報償費				100											100	732,268	732,368
8 旅費				120											120	247,344	247,464
9 交際費															0	3,888	3,888
10 需用費			13,473	3,863		11,180		1,000		480,369					509,885	5,870,755	6,380,640
11 役務費		1,542	6,444	650		70		3,000							11,706	973,960	985,666
12 委託料		80,045	24,800	5,859				100,000		8,080					218,784	18,835,834	19,054,618
13 使用料及び賃借料										2,932					2,932	2,201,286	2,204,218
14 工事請負費	106,830					7,587		75,000							189,417	10,639,373	10,828,790
15 原材料費								15,000							15,000	76,151	91,151
16 公有財産購入費															0	272,134	272,134
17 備品購入費			35,947	50,480						1,371					87,798	430,259	518,057
18 負担金補助及び交付金		27,600	36,530	4,150		88,156	10,496			5,500					172,432	29,351,447	29,523,879
19 扶助費			144,000												144,000	24,161,704	24,305,704
20 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
21 補償補填及び賠償金															0	533,755	533,755
22 償還金利子及び割引料															0	8,195,099	8,195,099
23 投資及び出資金								5,500							5,500	2,117,785	2,123,285
24 積立金		5,249,644	8,972	1,274						4,708					5,264,598	3,051,406	8,316,004
25 寄附金															0	0	0
26 公課費															0	9,105	9,105
27 繰出金			53,535												53,535	10,424,741	10,478,276
予備費														5,174	5,174	395,358	400,532
歳出合計	106,830	5,358,831	323,701	66,496		106,993	10,496	199,500		502,960				5,174	6,680,981	141,474,782	148,155,763

3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

性 質 名 款 名	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農 林 水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災 害 復旧費	公債費	諸支出金	予備費	計	補正前の額	合 計
	1 人件費															0	19,061,655
うち職員給															0	7,853,685	7,853,685
2 扶助費			144,000												144,000	32,015,255	32,159,255
3 公債費															0	7,993,759	7,993,759
4 物件費		54,529	80,664	55,972		298		3,000		6,690					201,153	23,688,019	23,889,172
5 維持補修費						10,885		191,000		5,891					207,776	2,168,236	2,376,012
6 補助費等		27,600		250		2,000	10,496			5,500					45,846	16,814,174	16,860,020
うち補助交付金		27,600		150		2,000	10,496								40,246	5,264,106	5,304,352
7 積立金		5,249,644	8,972	1,274						4,708					5,264,598	3,051,406	8,316,004
8 投資及び出資金								5,500							5,500	2,117,785	2,123,285
9 貸付金															0	3,939,504	3,939,504
10 繰出金			53,535												53,535	10,424,741	10,478,276
11 普通建設事業費	106,830	27,058	36,530	9,000		93,810				480,171					753,399	19,482,625	20,236,024
(1)補助事業費			36,530			86,156									122,686	12,522,182	12,644,868
(2)単独事業費	106,830	27,058		9,000		7,654				480,171					630,713	6,960,443	7,591,156
12 災害復旧事業費															0	322,265	322,265
13 失業対策事業費															0	0	0
14 予備費														5,174	5,174	395,358	400,532
歳 出 合 計	106,830	5,358,831	323,701	66,496		106,993	10,496	199,500		502,960				5,174	6,680,981	141,474,782	148,155,763

4 令和5年度補助金等補正一覧表

(単位 千円)

款	項	目	補助金等名称	補正前の額	補正額	計
2 総務費	1 総務管理費	6 政策開発費	UIJターン支援補助金	18,000	27,600	45,600
3 民生費	3 老人福祉費	3 介護保険事業費	老人福祉施設等整備費補助金	223,262	36,530	259,792
4 衛生費	1 保健衛生費	9 環境政策費	次世代自動車導入補助金	12,000	4,000	16,000
6 農林水産業費	1 農業費	2 農業政策費	輸出用米取組拡大支援事業費補助金	806	2,000	2,806
		3 農業振興費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金	0	86,156	86,156
7 商工費	1 商工費	2 観光物産費	(公財)郡山市観光交流振興公社退職手当補助金	0	10,496	10,496
10 教育費	4 保健体育費	1 スポーツ振興費	郡山シティーマラソン大会実行委員会負担金	6,500	5,500	12,000

郡山市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

郡山市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年郡山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により郡山市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により郡山市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提 案 要 旨)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

郡山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

郡山市老人福祉センター条例（昭和41年郡山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 郡山市中央老人福祉センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(休館日)</p>	名称	位置	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">郡山市老人福祉センター寿楽荘</td> <td style="text-align: center;">郡山市熱海町熱海五丁目16番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 郡山市老人福祉センター寿楽荘の事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>生活、健康相談等の各種相談指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教養の向上及びレクリエーションの機会の提供に関すること。</u></p> <p>(3) <u>老人の福祉の増進に資する活動、研修等に使用するための施設、設備等の提供に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 老人福祉センターの開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>(1) 郡山市中央老人福祉センター 午前9時から午後9時まで</p> <p>(2) 郡山市老人福祉センター寿楽荘 午前9時から午後5時まで</p> <p>(休館日)</p>	名称	位置	(略)		郡山市老人福祉センター寿楽荘	郡山市熱海町熱海五丁目16番地
名称	位置										
(略)											
名称	位置										
(略)											
郡山市老人福祉センター寿楽荘	郡山市熱海町熱海五丁目16番地										

第5条 郡山市中央老人福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。
 。ただし、市長が必要と認めるときは、これを臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1)～(3) (略)

別表 (第9条関係)

1・2 (略)

第5条 郡山市中央老人福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。
 。ただし、市長が必要と認めるときは、郡山市中央老人福祉センターの休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1)～(3) (略)

2 郡山市老人福祉センター寿楽荘の休館日は、次に掲げるとおりとする。
 。ただし、市長が必要と認めるときは、郡山市老人福祉センター寿楽荘の休館日を臨時に変更し、又は臨時に設けることができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

別表 (第9条関係)

1 郡山市中央老人福祉センター使用料

(1)・(2) (略)

(3) 入浴料

使用者別	使用料
老人	150円
大人（他市町村の60歳以上の者を含む。）	300円
子供	150円

備考 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 郡山市老人福祉センター寿楽荘使用料

(1) 施設使用料

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
教養娯楽室	300円	500円	800円
和室	300円	500円	800円

研修室	300円	500円	800円
健康増進室	300円	500円	800円

備考 冷房又は暖房の設備（暖房用器具を含む。）を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。

(2) 器具使用料

種別	区分	使用料
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回につき100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回につき200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回につき300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回につき400円

備考

- この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 午前9時から午後5時までの使用時間の区分における使用にあつては、2回の使用として、この表の規定を適用する。

(3) 入浴料

使用者別	使用料
老人	300円
大人（他市町村の60歳以上の者を含む。）	450円

	子供	300円
備考		
1 入浴時間は、午前9時から午後4時までとする。		
2 「老人」とは本市の住民で60歳以上のものを、「子供」とは4歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。		
3 浴衣使用料は、1枚につき100円とする。		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(郡山市税条例の一部改正)

2 郡山市税条例(昭和40年郡山市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第121条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 郡山市市民福祉センターサニー・ランド湖南における入湯者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第121条 次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 郡山市老人福祉センター寿楽荘及び郡山市市民福祉センターサニー・ランド湖南における入湯者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部改正)

3 郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例(平成11年郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

公の施設	使用料	公の施設	使用料
(略)		(略)	
		郡山市老人福祉センター 一寿楽荘	郡山市老人福祉センター条例第9条に規定する使用料（浴衣使用料を除く。）
		(略)	

(提 案 要 旨)

郡山市老人福祉センター一寿楽荘及び郡山市中央老人福祉センターの入浴施設の廃止に伴い、所要の改正を行うとともに、規定を整備する。

郡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

郡山市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

郡山市旅館業法施行条例（平成15年郡山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の規定に基づく構造設備の基準等並びに旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び同条第4項の規定に基づく社会教育施設等並びに法第4条第2項の規定に基づく衛生措置の基準並びに法第5条第1項第4号に基づく宿泊を拒むことができる事由並びに法第3条第1項の規定に基づく営業の許可の申請等につき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可について意見を求める者)</p> <p>第7条 法第3条第4項（法第3条の2第2項、<u>第3条の3第2項及び第3条の4第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊拒否事由)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の規定に基づく構造設備の基準等並びに旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号及び同条第4項の規定に基づく社会教育施設等並びに法第4条第2項の規定に基づく衛生措置の基準並びに法第5条第3号に基づく宿泊を拒むことができる事由並びに法第3条第1項の規定に基づく営業の許可の申請等につき徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(社会教育施設等)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(許可について意見を求める者)</p> <p>第7条 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び<u>第3条の3第3項</u>において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(宿泊拒否事由)</p>

第15条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。

(許可申請手数料等)

第16条 法第3条第1項の規定による営業の許可又は法第3条の2第1項、第3条の3第1項若しくは第3条の4第1項の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認（以下「許可等」という。）を受けようとする者は、申請の際に、次の表の左欄に掲げる許可等の区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

許可等の区分	手数料の名称	単位	金額
(略)			
法第3条の2第1項、 第3条の3第1項又は 第3条の4第1項の規 定に基づき旅館業の許 可を受けた営業者の地 位の承継の承認	(略)		
2 (略)			

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）附則第1条本文の政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提 案 要 旨)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律による旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

第15条 法第5条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が特に異常であるため、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。

(許可申請手数料等)

第16条 法第3条第1項の規定による営業の許可又は法第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項の規定による旅館業の許可を受けた営業者の地位の承継の承認（以下「許可等」という。）を受けようとする者は、申請の際に、次の表の左欄に掲げる許可等の区分に応じ、同表右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

許可等の区分	手数料の名称	単位	金額
(略)			
法第3条の2第1項又 は第3条の3第1項の 規定に基づき旅館業の 許可を受けた営業者の 地位の承継の承認	(略)		
2 (略)			

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | ため池防災・減災事業（宝沢沼）対策工事 |
| 2 | 工事場所 | 郡山市富久山町福原地内 |
| 3 | 工事概要 | 施工面積 43,740平方メートル
浚渫工 一式
放流施設工 一式 |
| 4 | 契約金額 | 金748,678,700円 |
| 5 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 6 | 契約の相手方 | 郡山市開成五丁目12番9号
壁巢・森尾興発特定建設工事共同企業体
構成員 郡山市開成五丁目12番9号
（代表者） 壁巢建設株式会社
代表取締役 壁 巢 達 弥
構成員 郡山市久留米二丁目28番地の8
森尾興発株式会社
代表取締役 森 尾 興 史 |
| 7 | 支出科目 | 令和5年度（継続費）
一般会計
（款）6 農林水産業費
（項）1 農業費
（目）4 農地費 |

（提案要旨）

ため池防災・減災事業（宝沢沼）対策工事の請負契約を締結する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 契約の目的 ため池防災・減災事業（新池）対策工事
- 2 工事場所 郡山市大槻町字中ノ平南地内
- 3 工事概要 施工面積 27,160平方メートル
 浚渫工 一式
 放流施設工 一式
- 4 契約金額 金341,792,000円
- 5 契約の方法 制限付一般競争入札
- 6 契約の相手方 郡山市緑ヶ丘東四丁目2番地の1
 小柳・三栄特定建設工事共同企業体
 構 成 員 郡山市緑ヶ丘東四丁目2番地の1
 （代表者） 小柳建設株式会社福島営業所
 所長 矢 部 信 三
 構 成 員 郡山市字菜根屋敷23番地5
 三栄建設株式会社
 代表取締役 柳 沼 知 寛
- 7 支出科目 令和5年度（継続費）
 一般会計
 （款）6 農林水産業費
 （項）1 農業費
 （目）4 農地費

（提案要旨）

ため池防災・減災事業（新池）対策工事の請負契約を締結する。

郡山市長 品川 萬里

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。
令和5年9月19日提出

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 浸水対策事業備品 |
| 2 取得する動産 | 水中ポンプ25台 |
| | 吐出口径 200ミリメートル |
| | 全揚程 9メートル以上 |
| | 吐出量 毎分4立方メートル |
| | 出力 11キロワット |
| | 電圧 200ボルト |
| | キャブタイヤケーブル 2PNC T 30メートル以上 |
| 3 取得価格 | 金14,190,000円 |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 取得の相手方 | 郡山市鳴神一丁目81番地の3
株式会社翼水エンジニア
代表取締役 矢部 正一 |
| 6 支出科目 | 令和5年度
一般会計
(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費
(目) 2 道路維持費 |

(提案要旨)

水中ポンプを取得する。

郡山市放課後児童クラブの指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- | | | | |
|---|-----------|-----|-------------------------|
| 1 | 管理を行わせる施設 | 所在地 | 郡山市堂前町5番21号ほか |
| | | 名称 | 郡山市放課後児童クラブ（金透小児童クラブほか） |
| 2 | 指定管理者 | 所在地 | 東京都港区芝四丁目13-3 |
| | | 名称 | 株式会社明日葉 |
| | | 代表者 | 代表取締役 大隈 太嘉志 |
| 3 | 指定期間 | | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

(提案要旨)

放課後児童クラブの指定管理者を指定する。

特定事業契約の変更について

令和5年3月6日議会の議決を得た開成山地区体育施設整備事業の特定事業契約について、内容を次のとおり変更するので、議会の議決を求める。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 3 契約金額中「9,778,148,681円」を「10,430,588,981円」に改める。

(提 案 要 旨)

郡山総合体育館の排煙設備及び消火設備の整備等の追加に伴い、契約金額を変更する。

専決処分の承認を求めることについて

次に掲げる事項は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

専決第15号 所有権確認請求事件に係る和解について（別紙）

（提案要旨）

専決処分の承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

所有権確認請求事件に係る和解について（別紙）

理 由

本市が訴えを提起された福島地方裁判所郡山支部令和4年（ワ）第192号所有権確認請求事件について、郡山市堤一丁目108番地印南和由と土地の所有権に関する紛争を解決するため、直ちに裁判上の和解をする必要が生じたため。

令和5年7月12日

郡山市長 品 川 萬 里

(別紙)

所有権確認請求事件に係る和解について

本市が訴えを提起された福島地方裁判所郡山支部令和4年(ワ)第192号所有権確認請求事件(以下「本件訴訟」という。)について、郡山市堤一丁目108番地印南和由(以下「相手方」という。)と次のとおり裁判上の和解をする。

記

和解条項

- 1 相手方及び郡山市は、別紙1物件目録記載の1ないし5の土地に隣接する別紙2実測平面図記載のK2、K9、K20、K19、K18、K17、K16、K15、G78、K23、K7、K6、K21、K5、K4及びK3の各点を經由して、K2点に戻る範囲の土地について、郡山市が所有権を有することを相互に確認する。
- 2 郡山市は、相手方の適法な申請に基づき、別紙3地積測量図記載のK2、K9、K20、K19、K18、K17、K16、K15、K33、K6、K21、K5、K4及びK3の各点を經由して、K2点に戻る範囲の土地(以下「本件払下対象土地」という。)の用途廃止を行い、相手方に対して同土地を払い下げる。
- 3 相手方及び郡山市は、前項記載の払下げに係る売払価格を、別紙3地積測量図記載の測量結果並びに郡山市法定外公共物管理条例(平成14年郡山市条例第45号)及び郡山市財産規則(昭和40年郡山市規則第50号)に基づき、金593,224円とすることを相互に確認し、相手方は、郡山市に対し、同金員の支払義務を負う。
- 4 相手方及び郡山市は、郡山市が前項に掲げる払下げを行うに際して要する印紙代金を、相手方の負担とすることを相互に確認する。
- 5 郡山市は、相手方と本件払下対象土地に関する売買契約を締結し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の7の規定に基づき、第3項に規定する売払代金の納入を確認したのち、郡山市は、相手方に対し、本件払下対象土地について、福島地方法務局郡山支局へ売買を原因とする所有権移転登記手続を行う。
- 6 相手方は、郡山市に対し、郡山市が前項に規定する所有権移転登記手続を行うために必要な公租公課を負担するものとする。
- 7 相手方及び郡山市は、郡山市法定外公共物管理条例、郡山市財産規則及び誤信使用財産取扱要領(平成13年3月30日財理第1267号)に基づき算出された本件払下対象土地のうち建物が存在した範囲である別紙4実測平面図記載のK24、K25、K20、K19、K18、K26、K27、K21、K5、K4及びK3の各点を經由してK24点に戻る範囲の土地の占用料相当額として10年分の既往使用料の合計が金12,580円であることを相互に確認し、相手方は、郡山市に対し、同金員の支払義務を負う。
- 8 相手方は、郡山市に対し、第3項及び前項に定める金員を、郡山市法定外公共物管理条例及び郡山市財産規則に従い、支払うものとする。
- 9 相手方は、その余の請求を放棄する。
- 10 相手方及び郡山市は、相手方と郡山市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 11 訴訟費用は、各自の負担とする。

別紙1 物件目録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 所在地目積 | 郡山市堂前町
1番3
宅地
43.07m ² |
| 2 | 所在地目積 | 郡山市堂前町
1番4
宅地
54.59m ² |
| 3 | 所在地目積 | 郡山市堂前町
1番5
宅地
15.51m ² |
| 4 | 所在地目積 | 郡山市堂前町
56番7
宅地
94.68m ² |
| 5 | 所在地目積 | 郡山市堂前町
56番8
宅地
91.77m ² |

別紙2 実測平面図

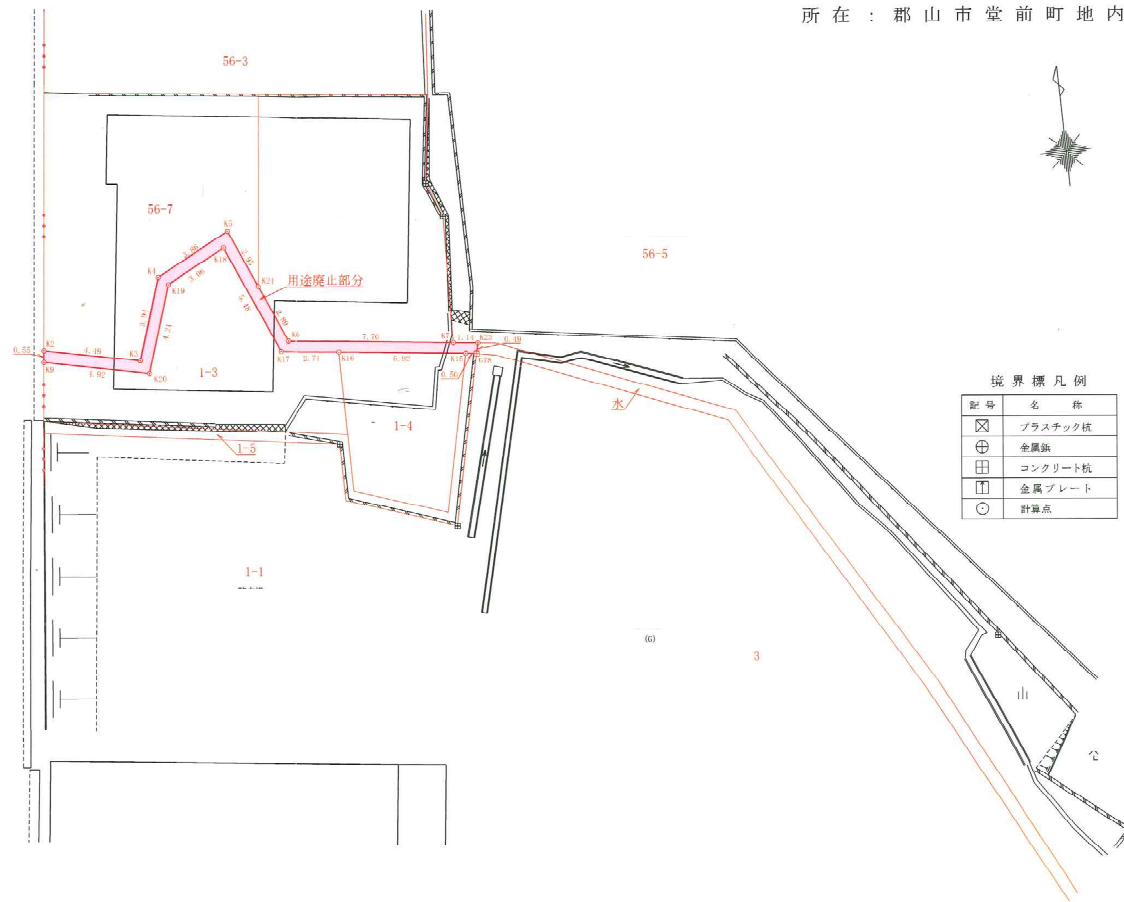
S=1:200

所在：郡山市堂前町地内



座標求積表

地番	用途廃止部分	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
K2		155062.028	48170.289	19942.499646
K9		155061.484	48170.228	-76831.513660
K20		155060.433	48175.039	141682.789699
K19		155064.425	48176.373	259574.297724
K18		155065.821	48179.091	-175998.219423
K17		155060.772	48181.234	-259022.313984
K16		155060.445	48183.926	-50159.466966
K15		155059.731	48189.803	-37298.907522
G78		155059.671	48190.302	20047.165632
K23		155060.147	48190.410	29540.721330
K7		155060.284	48189.281	51321.584265
K6		155061.212	48181.638	172972.080420
K21		155063.874	48180.509	258343.889258
K5		155066.574	48179.363	45047.704405
K4		155064.809	48175.926	-265160.296704
K3		155061.070	48174.677	-133973.776737
	位面積			28.237383
	面積			14.1186915
	地積			14.11 m



境界標凡例

記号	名称
⊗	プラスチック杭
⊕	金属杭
⊞	コンクリート杭
⊠	金属プレート
○	計算点

別紙3 地積測量図

座標求積表

地番	332		
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _n)Y _n
K2	155062.028	48170.289	19942.499646
K9	155061.484	48170.228	-76831.513660
K20	155060.433	48175.039	141682.789699
K19	155064.425	48176.373	259574.297724
K18	155065.821	48179.091	-175998.219423
K17	155060.772	48181.234	-259022.313984
K16	155060.445	48183.926	-50159.466966
K15	155059.731	48189.803	-6842.952026
K33	155060.303	48189.129	71368.100049
K6	155061.212	48181.638	172056.629298
K21	155063.874	48180.509	258343.889258
K5	155066.574	48179.363	45047.704405
K4	155064.809	48175.926	-265160.296704
K3	155061.070	48174.677	-133973.776737
	倍面積	27.370579	
	面積	13.6852895	
	地積	13.68 m ²	

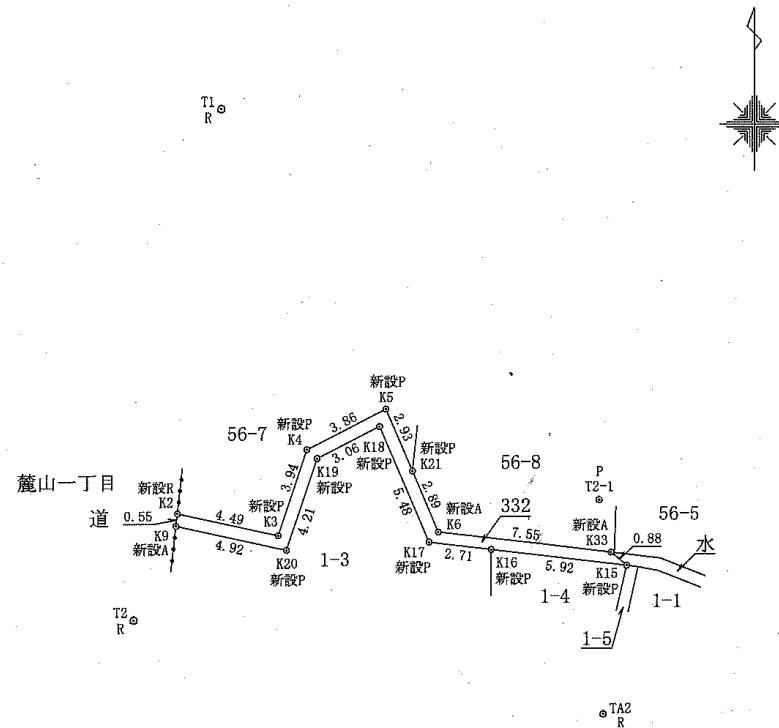
街区基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
10C16	155125.934	48164.577
2B175	155118.473	48252.356

多角点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
T1	155079.583	48172.243
T2	155057.404	48168.398
T2-1	155062.585	48188.625
TA2	155053.319	48188.781

測量年月日	令和5年3月8日
座標系	世界測地 IX系 (測地成果2011)



別紙4 実測平面図

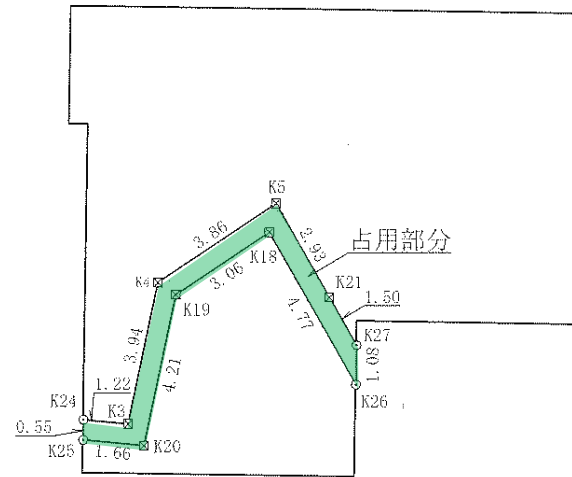
S=1:200

所在：郡山市堂前町地内



座 標 求 積 表

地 番 測 点	占用部分		
	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
K24	155061.331	48173.484	-13584.922488
K25	155060.788	48173.413	-43259.724874
K20	155060.433	48175.039	175212.616843
K19	155064.425	48176.373	259574.297724
K18	155065.821	48179.091	-144344.556636
K26	155061.429	48180.955	-160201.675375
K27	155062.496	48181.093	117802.772385
K21	155063.874	48180.509	196480.115702
K5	155066.574	48179.363	45047.704405
K4	155064.809	48175.926	-265160.296704
K3	155061.070	48174.677	-167551.526606
		倍面積	14.804376
		面積	7.4021880
		地積	7.40 m ²



境界標凡例

記号	名 称
☒	プラスチック杭
⊕	金属杭
⊞	コンクリート杭
⊠	金属プレート
○	計算点

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月19日提出

郡山市長 品川 萬里

記

- 1 専決第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 2 専決第16号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 3 専決第17号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 4 専決第18号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）
- 5 専決第19号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年7月10日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年11月14日午後5時20分頃、郡山市立芳賀小学校駐車場において、郡山市横塚五丁目19番46号千葉祐介所有の普通乗用車が駐車するために後進したところ、所定の位置から外れた車止めブロックにより損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、千葉祐介に対し、金66,073円を支払う。
- (2) 千葉祐介は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金66,073円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年7月13日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年4月3日午後3時15分頃、郡山市西田町土棚字石田427番1地先の市道上において、本市自動車が誤って、郡山市西田町土棚字石田427番地増子真広使用の軽乗用車に衝突し、損害を与えたことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、増子真広に対し、金14,273円を支払う。
- (2) 増子真広は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金14,273円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年7月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年4月25日午後6時頃、郡山市喜久田町字前北原57番120地先の市道上において、郡山市喜久田町字上尾池51番地の265橋本義人所有の小型乗用車が走行中、くぼみに車輪を落とし、損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、橋本義人に対し、金10,450円を支払う。
- (2) 橋本義人は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金10,450円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年7月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年5月9日午後4時頃、郡山市字古川10番3地先の市道上において、郡山市桑野一丁目14番1号村上亮所有の小型乗用車が走行中、設置してあった測点ピンにより損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、村上亮に対し、金9,915円を支払う。
- (2) 村上亮は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金9,915円

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項指定に関する件（平成5年6月23日議決）に該当する和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて（別紙）

令和5年7月27日

郡山市長 品川 萬里

(別紙)

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年5月11日午後6時28分頃、郡山市西田町大田字上洞712番2地先の市道上において、田村郡三春町大字山田字宮田51番地の4羽田周一所有の普通乗用車が走行中、跳ね上げた道路横断側溝用の鉄製の蓋により損傷したことについて、次により和解し、損害を賠償するものとする。

記

1 和解事項

- (1) 郡山市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、羽田周一に対し、金47,960円を支払う。
- (2) 羽田周一は、その余の請求を放棄する。

2 損害賠償額 金47,960円